平成２５年（フ）第１９４号
神奈川県横須賀市衣笠栄町２丁目15番地３　クリエイト衣笠207
債務者　齋藤　久夫
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１７７号
神奈川県三浦郡葉山町一色2511番地の97　ハイム一色海岸101号
債務者　人見　良二
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１７８号
神奈川県三浦郡葉山町一色2511番地の97　ハイム一色海岸101号
債務者　人見　明子
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第７２号
福岡県直方市大字植木706番地11
債務者　大庭　啓吾
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月26日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２５年（フ）第３６３号
沖縄県島尻郡八重瀬町字伊覇305番地４　エルガーデン八重瀬Ｃ－１号室
債務者　喜瀬　正幸
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３７１号
沖縄県那覇市山下町28番29号　アパート奥武山206
債務者　禰覇　初枝
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３８２号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目１番地　２号
債務者　眞榮平留美子
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月28日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第７２３号
熊本市南区島町３丁目８番62号　ロングハイツ102
債務者　岩元　仁美（旧姓米盛）
1　決定年月日時　平成25年12月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７３５号
熊本市中央区黒髪２丁目28番27号　コスモビル301号室
債務者　緒方さやか
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７４０号
熊本市北区龍田９丁目１番61号
債務者　山岡　聡子
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７４１号
熊本市東区東京塚町５番101号　アントワープ102、前住所熊本市南区八分字町2357番地１　ホープレジデンス201号室
債務者　田山　裕康
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７４３号
熊本市北区清水東町２番46号　ユニゾンⅡ202
債務者　尾方　博文
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７２５号
熊本県合志市竹迫15番地、前住所熊本県菊池郡大津町大字杉水1142番地５
債務者　松永　砂織（旧姓西口・西本）
1　決定年月日時　平成25年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月19日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１３３号
北海道登別市登別温泉町60番地10　栗林ビル303号
債務者　中野　隆久
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第７４１号
宮城県宮城郡利府町花園２丁目24番地９
債務者　小泉　朋美
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７４９号
宮城県亘理郡亘理町字江下181番地　２－１
債務者　藤田　利夫
1　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第２８号
福島県西白河郡西郷村字屋敷裏西47番地
債務者　水野谷晋吾
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで　福島地方裁判所白河支部破産係